

「郡山市河内クリーンセンター再整備事業に係る環境影響評価方法書」に
対する環境の保全の見地からの意見について

1 統括的事項

- (1) 環境影響評価の実施並びに工事及び施設の供用に当たっては、地域住民に対し分かりやすい情報提供及び丁寧な説明に努めること。

また、住民からの意見や懸念事項を十分に把握し、その内容に配慮するとともに、適切な対応を図ること。

- (2) 環境影響評価を実施するにあたっては、必要に応じて専門家の助言を得ながら、最新の知見及び評価手法を採用するほか、調査、予測及び評価の手法、並びに予測及び評価結果の環境影響評価準備書への記載にあたっては、平易な表現や図を用いるなどして理解しやすい内容とすること。

また、当該計画の実施までに長期間を要する場合は、対象事業区域及びその周辺の社会環境、生活環境及び自然環境の変化を踏まえ、適切に計画内容を再検討すること。

- (3) 事業実施区域の周辺に農業振興地域農用地区域が存在することから、工事の実施及び施設の供用に当たっては、土砂の流出等により周辺農用地に影響を及ぼさないよう適切な対策を講じること。

また、本事業の実施に当たっては、周辺農業への影響の低減に努めるとともに、地域の農業者に対して十分な説明及び情報提供を行い、理解が得られるよう努めること。

- (4) 当該事業実施区域については、都市計画法に基づく開発の許可又は許可不要の確認が必要となるため、事前に確認すること。

- (5) 工事車両及びごみ収集運搬車両等の通行による交通環境への影響について、交通量の変化、安全性及び渋滞発生の可能性を含めて調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気環境

施設の稼働及び工事車両等の運行に伴う大気質への影響について、周辺の住宅地、学校その他環境保全上配慮を要する施設への影響を適切に調査、予測及び評価するとともに、環境負荷の低減に努めること。

3 騒音及び振動

工事の実施及び施設の稼働に伴う騒音・振動について、周辺住民の生活環境への影響を十分に把握し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。

4 景観

地方公共団体が行う行為は、郡山市景観づくり条例に基づく届出の適用除外となるが、条例制定主体としての趣旨を踏まえ、周辺景観との調和に十分配慮した計画とすること。

5 埋蔵文化財

事業実施区域については、埋蔵文化財包蔵地「中野在家遺跡」（台帳番号 20360890）に該当しているため、令和 8 年 3 月 10 日から 12 日にかけて試掘調査及び踏査を実施したが、遺構・遺物は確認されなかったことから、事業実施区域内には遺跡の『要保存範囲』はないと判断した。

なお、事業実施区域内で掘削を伴う工事を行う際は、着工 30 日前までに添付書類を添えて「埋蔵文化財発掘の通知（文化財保護法第 94 条）」を提出すること。

6 温室効果ガス等

施設整備に当たっては、温室効果ガス排出量の削減及びエネルギー利用の効率化に配慮し、環境負荷の低減に努めること。